（第６面）

9．暗号資産交換業の内容及び方法

⑴　暗号資産交換業の内容及び方法

暗号資産交換業の名称	
暗号資産交換業の種類	
暗号資産交換業の内容	
取り扱う暗号資産の名称	
利用者からの申込みの受付方法	
暗号資産と法定通貨又は他の暗号資産の交換レートの決定方法	
営業日及び営業時間	
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法	

（記載上の注意）

１．その行う暗号資産交換業について複数のビジネスモデルが存在する場合は、当該ビジネスモデルごとに記載すること。

２．「暗号資産交換業の種類」は、法第２条第７項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、第１条第２項第６号に規定する暗号資産信用取引に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。

３．「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額について記載すること。

４．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第６面の次に添付すること。

（記載上の注意）

１．仮想通貨交換業の内容ごとに、仮想通貨交換業者、利用者その他の関係者（業務委託先等）の契約関係や債権・債務関係が分かるように簡略に図示すること。

２．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第５面の次に添付すること。

（第６面）

⑶　業務委託状況

受託者の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住所	

（記載上の注意）

１．業務委託状況は、仮想通貨交換業の一部を第三者に委託している場合に、その形態ごとに記載すること。

２．業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第６面の次に添付すること。